

鳥取県立図書館DAISY図書及びDAISY図書録音再生機取扱要領

1 目的

DAISY図書及びDAISY図書録音再生機について、その利用方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 DAISY図書

図書の内容を、見出しやページで呼び出したり読み飛ばしたりできるようにCDに収めた、視覚障害者用の録音図書。

3 DAISY図書録音再生機

DAISY図書の作成や、DAISY図書を再生することができるDAISY図書専用の機器。以下「再生機」という。

4 管理方法

DAISY図書及び再生機は情報相談課図書係が管理するものとし、個人貸出、市町村その他の団体への貸出（以下「協力貸出」という。）、郵送貸出及び館内での利用に対応する。

5 対象利用者

- (1) 墨字による読書に支障がある事を理由にDAISY図書や再生機利用の申し出があった鳥取県立図書館の個人貸出利用登録者及び協力貸出対象機関。
- (2) DAISY図書や再生機を活用した研修等を計画している鳥取県立図書館の個人貸出利用登録者及び協力貸出対象機関。

6 貸出制限

(1) DAISY図書

①個人貸出・協力貸出

- ・期間 個人貸出 2週間
協力貸出 1カ月

・貸出冊数

個人貸出 他の図書館資料とあわせて8点まで

②郵送貸出

- ・期間 1カ月

・貸出冊数

他の図書館資料とあわせて8点まで

(2) 再生機

- ・期間 個人貸出 2週間
協力貸出 1カ月

7 その他

この要領の運用に当たって必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月10日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成22年1月20日から施行する。